# 役員報酬および職員給与の支給に関する規程

特定非営利活動法人環境文明二十一

### (支給対象者)

第1条 当NPO法人の役員、および雇用契約を締結した事務局従業員とする。

(目的)

第2条 この規定は、役員報酬、および事務局従業員の給与に関する取り扱いについて 定めるものである。

## (役員報酬)

第3条 定款第19条第1項に基づき、役員総数の3分の1以下の範囲内の役員に対して、 理事会の決議を経て決定した報酬を支払うことができる。

#### (職員給与)

第4条 給与額は本人の経験、技能、職務遂行能力等を勘案して雇用契約締結時に各人別に 時間給を定め支給する。

#### (通勤手当)

第5条 通勤手当は、通勤に要する実費に相当する額を支給する。

(給与の計算期間及び支払日)

第6条 給与の計算は1日より月末までの金額を翌月5営業日までに支払う。

### (昇給)

- 第7条 1. 毎年7月1日をもって昇給を行う。ただし、当会の業績の著しい低下その他 やむを得ない事由がある場合はこの限りではない。
  - 2. 昇給額は各人の勤務成績を考慮し、各人毎に決定する。

#### (賞与)

- 第8条 1. 毎年6月、12月に従業員に対し、賞与を支給する。ただし、当会の業績の低下その 他やむを得ない事由がある場合はこの限りではない。
  - 2. 支給額は各人の勤務成績を考慮し、各人毎に決定する。

#### (眼粉)

この規定は、2024年7月1日より実施する。

## 特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人環境文明二十一	事業年度	R6年4月1日~R7年3月31日
-----	------------------	------	------------------

## 1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動 促進法施行規則第32条第1項各号に対応しています。以下同じです。

収益源泉の内訳 .	金額
正会員受取会費	546,600 円
贊助会員受取会費	3,761,400 円
年間購読 購読料	249,600 円
受取寄付金	3,215,550 円
受取助成金 経営者「環境力」大賞協賛金	1,000,000 円
受取助成金 環境力クラブ	650,000 円
受取助成金 インターン受入	50,000 円
IT 導入補助金	72,000 円
受取利息	4,139 円
雑収入	28,805 円
	P

円

円

円

9,578,094 円

## (2) 借入金の明細

合

借	入	先	 金	額
	なし			P
				H
				円
				円
				円
合	•	計		円

計

(3) その他		
なし		
'		

2 取引の内容に関する事項 [③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引 及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ 第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		1,530,000円	寄付金、贊助会費、助成金
		800,000 円	寄付金
		569,200円	助成金、年間購読料
		500,000円	寄付金
		200,000円	賛助会費、助成金

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

<u>(2)</u>	美加いエテ むね:	71*7 THE O'D		
	氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取 引 内 容 等
			2,600,000 円	事務所家賃
				給与・通勤費
				給与・通勤費
			785,884 円	会報、パンフレット印刷
			603,555 円	郵送費、振込手数料

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引

イ 資産の譲渡(棚卸資産を含む。)

取引先の氏名等	法人との 関 係	護渡資産の内容	<b>譲</b> 渡年月日	譲渡 価格	その他の取引条件等
なし				円	
				円	
				円	
				円	
	•			円	٠.
				円	,
				円	
				円	
				円	
				円	

ロ 資産の貸付け(金銭の貸付けを含む。)

取引先の氏名等	法人との 関 <b>係</b>	貸付資産の内容	貸 付年月日	対 価	の額	その他の取引条件等
なし					円	
					円	
					円	
					円	
					円	·
					円	
,					円	
		•			<b>P</b> 3	
					円	
					円	

## ハ 役務の提供(施設の利用等を含む。)

	7 Kill of the local	(2001)	/D T C 11 C O /								
	取引先の氏名等	法人との 関 係	役務の提供の内容	<b>役務の提</b> 供年月日	対価の額	その他の取引条件等					
			会報執筆謝金	R6/5/13	4,800 円	会報1頁4800円					
			会報執筆謝金	R6/6/11	4,800 円	会報1頁4800円					
			講師謝金	R6/7/19	22,274 円	E クラブ講師謝金(現 地)1 回 1 時間 10,000 円目安					
			会報執筆謝金	R6/8/7	4,800 円	会報1頁4800円					
			会報執筆謝金	R6/8/7	4,800 円	会報 1 頁 4800 円					
			会報執筆謝金	R6/9/13	9,600 円	会報1頁4800円					
-			講師謝金	R7/3/4	10,000円	E 大賞顕彰式講師謝金 (現地)1 回 1 時間 10,000 円目安					
				,	Ħ						
					Pi						
					円						

**寄附者に関する事項** [④寄附者(役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が 20 万円以上であるものに限る。) の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

氏	名	寄	附	金	額	受領	手	月日	日
なし					円				
					円				
,					円				
					円				
					円				
					円				
					円				
					円				
					円				
					円				
					円				
					円				
	•				円				
					円				
					円				
					円				
					円				
					円				
					円				
					円		<b></b>		

4 役員等に対する報酬又は給与の状況 [⑤イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(口を除く。)、ロ 給 与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額]

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者 (注1) (以下「役員等」という。) に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

- (注1)「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と 特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。
  - ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
  - ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
  - ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
  - ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

#### イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(口を除く。)

人 人员 年代 内	, 0 (((()))	7 ° 7 ~ AL ° 7 V ( V C C C	<u> </u>		
氏 名	職名	法人との関係 (注2)	報酬・給与の 区 分	支給期間等	支 給 金 額
			役員報酬	R6/7 月~R7/3 月	720,000 円
					·
	-				
	,				
					·

(注2) 注1の①~④の内容を具体的に記述します。

ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額

集 計 期 間 R6年4月1日 ~ R7年3月31日

給	与	を	得	た	職	員	の	総	数	 左	記	Ø	職	員	に	対	す	る	給	与	総	額	•	
	·							2	人												3,	471	,825 [	円

## 5 支出した寄附金に関する事項[⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出先の名称等	住	所	等	支	出名	軍力	日	支	出	金	額	寄	附	の	目	的	4
なし											円						_
											円						
		•									円						
					•						円						
											円						
											円						
											円						
											円			•••		••••	
					•••						円						
			•								円						
				_	<del></del>		計				円						_

6 **海外への送金等に関する事項** [⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並び にその実施日]

実	施	日	使	途	金	額
	•	•	なし		-	
	•					
	•	•				
	•	•				
	•	•				
		•				
				·····		
••••	• 			·		
		•				
	-	•				

## 認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人環境文明二十一	チェック欄
3 運営	組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること	,
イ 役	■の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ、3分の1以下であること	l Y

- (1) 役員及びその親族等
- (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等
- ロ 各社員の表決権が平等であること
- ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること
- 二 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと

1

		項目	役員数	最も人数が多 い「親族等」の グループの人 数	割 合 (2)÷(1))	最も人数が多い「特定の法 人の役員又は使用人であ る者及びこれらの者の親 族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)
区	分		0	2	3	•	⑤
<b>a</b>	R6年4月1日~R7年	3月31日	12人	0人	0%	2人	16.6%
<b>6</b>	年月日~年	月日	人	人	%	人	%
©	年月日~年	月日	人	人	%	ر ا	%
<b>@</b>	年月日~年	月日	人	人	%	٦.	%
e	年月日~年	月日	人	人	%	J	%
Ð	年月日~年	月日	、人	人	%	ر ر	%
申	請	時	人	人	%	Д	%

- (注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。
- (注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

各社員の表決権が平等である	<b>a</b>	Θ	0	0	<b>@</b>	$\Theta$	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はいいた	はい・・・いえ	はいいえ	はいいた	はいいえ	はい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	はい ・ いいえ

- 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記口の記載の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、 添付を省略することができます。

項目	<b>a</b>	<b>D</b>	©	<b>@</b>	e	Ð	申請時
会計について公 <mark>認会計士</mark> 又は監査法人の <u>監査</u> を受け ている	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はいいた
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存 を青色申告法人に準じて行っている	はいいえ	はい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	はい	はいいえ	はいいた	はい	はい

=

項	目	<b>a</b>	Ф	©	<b>@</b>	e	Ð	申請時
費途が明らかでない支出が 載がある等の不適正な経済		有·無	)有・無	有・無	有∙無	有・無	有・無	有·無

#### (注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

## 「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

項目	記載要領	注意事項
	11 製 安 與	往 思 争 埙
イの各欄	区分欄の「⑧~①」の各欄には、実績判定期間の各事業	
	年度(又は各年)を記載します。	
	第3表付表1「役員の状況」を記載して、「①」、「②」	
	及び「④」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「〇」で <b>囲み</b> ます。	「上記を証する書類の名称とその内容
	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例え	等」欄には証する書類の内容を文言のと
	ば、「定款(又は会則)第〇条に『各正会員の表決権は、	おりに記載します。
	平等なものとする』と規定」のように記載します。	
ハの各欄	該当する一方を「〇」で囲みます。	① 「会計について公認会計士又は監査
j	なお、「②」から「①」については、イに記載する各期	法人の監査を受けている」の「はい」
	間 (「②」 から 「①」) を示したものです。	に「〇」した場合には監査証明書を添
		付してください。
		② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及
		び帳簿書類の保存を青色申告法人に準
	·	じて行っている」の「はい」に「〇」
		した場合には、第3表付表2「帳簿組
		織の状況」を記載し添付してくださ
		V)
二の各欄	該当する一方を「〇」で囲みます。	
	なお、「⑧」から「⑪」については、イに記載する各期	
·	間(「個」から「①」)を示したものです。	

## 記載要領の補足

○ 二において、「費金が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費金を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費金が明らかでないものが、これに当たります。 なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費金が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

役員の状況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人環境文 明二十一	<b>a</b>	Θ	©	· @	e	Ð	申請時
役	員 数	12人		人	人	人	人	人
1 1	最も人数が多い「親族等」のグルー の人数	人	人	人	人	人	人	人
又	最も人数が多い「特定の法人の役員 は使用人である者並びにこれらの の親族等」のグループの人数	2人	人	人人	人	人	人	人

			役員の	内	訳						
т .		****	64 17 km				就任	£ 等	の	状	<b>况</b>
氏名	住 所	職名	続柄等	@	6	©	<b>@</b>	e	Ð	申請時	就任・退任 年月日
藤村 コノエ		代表理事		0						,	平成 11 年 10 月 20 日 <b>就</b> 任
荒田鉄二		理事		0							平成 29 年 7 月 1 日 <b>就任</b>
井村 秀文		理事		0							平成 11 年 10 月 20 日就任 令和 6 年 6 月 30 日退任
上田 勝朗		理事		0							平成 26 年 7 月 1 日 <b>就任</b>
工藤 泰子		理事		0		••					平成 29 年 7 月 1 日 <b>就任</b>
許斐 喜久子		理事		0							平成 15 年 5 月 27 日 <b>就任</b>
柴山徳一郎		理事		0							令和2年7月 1日就任
杉浦 淳吉		理事		0							令和 4 年 7 月 1 日就任
田崎智宏		理事		0		*****	<del></del>				平成 29 年 7 月 1 日 <b>就任</b>
田中充		理事		0							令和4年7月 1日就任

内藤弘	理事	0					平成 29 年 7 月 1 日就任 令和 6 年 6 月 30 日退任
増井利彦	理事	0	-				令和4年7月 1日就任
山口耕二	監事	0			**	• • • • • •	平成 30 年 7 月 1 日就任
楠部孝誠	理事	0					令和 6 年 7 月 1 日 <b>就</b> 任

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

法人名		特定非営利活動法人環境文明二十	_	
伝	栗 又 は 帳 簿 名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
現金出納帳		エクセルにより作成 ルーズリーフ	都度	7年
預金出納帳	<u> </u>	エクセルにより作成 ルーズリーフ	都度	7年
総勘定元帳	<u> </u>	会計ソフト「会計王 20 NPO 法人スタイル」を使 用 ルーズリーフ	1 <del>111  </del> 14	7年
<b>仕訳日記帳</b>		会計ソフト「会計王 20 NPO 法人スタイル」を使 用 ルーズリーフ	1 <del>111 H</del>	7年
賃金台帳	24.	エクセルにより作成 ルーズリーフ	毎月	7年
	•			
	-			
		•		

#### (記載要領)

- 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように配載します。
- 「左の帳簿等の形態」欄は、「単栗」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- 「記帳の時期」欄は、「隨時」、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

## 認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 環境文明二十一	チェック欄
1	舌動に関して次に掲げる基準に適合していること	,
イ 宗	<b>牧活動又は政治活動等を</b> 行っていないこと	•

- 口 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と 当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財 産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの 活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと
- ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること
- 二 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること

1																				
項	目	<b>a</b>			<b>©</b>		@	)		<b>a</b>			e		(	Ð	T	申		ř
宗教の教義を広め、後教化育成する活動	式を行い、及び信者を	有・急	•	有	・無		有・	無	有	٠ إ	<b>#</b>	有	• 5	無	有	• 無	Ę	有	•	無
政治上の主義を推進し、 反対する活動	支持し、又はこれに	有便	(#	有	・無		有 ·	無	有	٠ ۽	無	有	• ;	無	有	• 無	Ę	有	•	無
特定の公職の候補者若 は政党を推薦し、支持 する活動		有・€	(H)	有	• 無	•	有・	無	有	٠ ;	濂	有	• 4	無	有	• 無	Ę	有	•	無

項目	<b>a</b>	0	©	0	e	Ð	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・∰	有・無	有・無	有・無	有・無	有·無	有·無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当 該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と 認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する 法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供 与の有無	有・●	有・無	有·無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有·無	有・無	有・無	有・無	有・無	有·無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は 特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の 有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

- 「認定基準等チェック表(第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載 及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表(次葉)」(ハ及び二)の記載及び添付の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

## 認定基準等チェック表 (第5表)

法人名	特定非営利活動法人環境文明二十一	チェック欄
5 次に	掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれ	✓
をその	事務所において閲覧させること	

- イ 特定非営利活動促進法第 28 条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等(個人の住所又は 居所に係る記載の部分を除いたもの)
- ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- 二 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他
  - 一定の事項等を記載した書類
- へ 助成の実績を記載した書類

次に	ご掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこ 同 意
れをそ	その事務所において閲覧させることに同意する。
※面	覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を禁付してください。
	① 事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち 10 人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面)
1	② 役員名簿
	③ 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し)
	※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの
ㅁ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
=	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
	次の事項を記載した書類
	① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項
	② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項
	③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項
	・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引
	・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれら
	の者と特殊の関係のある者との取引
ホ	④ 寄附者(役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該活
	人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその領
	附金の額及び受領年月日
	⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況
	a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況 (b に係る部分を除く。)
	b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項
	⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日
	⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日
	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し

- ・認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

## 認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非當利活動法人環境文明二十一

## 認定基準等チェック表 (第6表)

チェック欄 6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業<del>報告書</del>等を同法第 29条の規定により所轄庁に提出していること 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無 (a) **(b)** (C) **a (e) (I)** 有·無 有・無 有・無 有·無 有・無 有 • 無

## 認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの <sup>チェック標</sup> 利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと ✓

法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無

	<b>a</b>			<b>©</b>			©			<b>@</b>			e		-	<b>①</b>		申	請	時
有	•	<b>(#)</b>	有	•	無	有	•	無	有	•	無	有	•	無	有	•	無	有	•	無

注・認定基準等チェック表 (第7表) は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時に記載及 び添付する必要があります。

### 認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日 ていること	を含む事	業年度の	が初日	において	て、その設立の日以	後1年を	超える其	間が経	過し	チェック欄
事業年度	月	日~	月	Ħ	設立年月日	平成	年	月	Ħ	

- ・ 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表) は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第 55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

## 欠格事由チェック表

法人名 ———			チェック
認定、	特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当す 特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 【のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合	する法人	<b>√</b>
た場 例認	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特別合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定特定非営利認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過 対象以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日 f	活動法人 しないも	又は当討 の
・ ハ しく <b>罰金</b> 二 暴	・ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは は暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違 対に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年 わ団の構成員等 <sup>(注2)</sup>	反したこ	とにより
定款	2又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 2又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 2又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を 3例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証		
に関係 国税 次の イ 暴	・都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要と 前に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 ういずれかに該当する法人		
1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無		-
1	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定 を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定 特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でそ の取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・	<b>(#)</b>
ם	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5年を経過しない者の有無	有・	<b>(B)</b>
<u>п</u>		有・有・	
	5年を経過しない者の有無 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは 刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に 関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受		<b>(</b>
	5年を経過しない者の有無 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは 刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に 関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受 けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・	<b>(</b>
^ =	5年を経過しない者の有無 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは 刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に 関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受 けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無 暴力団の構成員等の有無	有・	<b>(</b>
	5年を経過しない者の有無 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは 刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に 関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受 けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無 暴力団の構成員等の有無 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	有・ 有・ はい(	● (V) (x) (V) (x)
2 3 4	5年を経過しない者の有無 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは 刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に 関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その勢行が終わった日又はその勢行を受 けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無 暴力団の構成員等の有無 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過 しない法人 認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄稅務署長等から交付を 「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納稅証明書を	有・ はい( はい( <b>せい</b> (	いいえいいえいいえ
2 3 4	5年を経過しない者の有無 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは 刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に 関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受 けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無 暴力団の構成員等の有無 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過 しない法人 認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄稅務署長等から交付を	有・ はい( はい( <b>せい</b> (	いいえいいえいいえ
2 3 4	5年を経過しない者の有無 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは 刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に 関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受 けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無 暴力団の構成員等の有無 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過 しない法人 認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄投资署長等から交付を 「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付す	有・ はい( はい( <b>せい</b> (	いいえいいえいいえ
2 3 4 添付	5年を経過しない者の有無 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは 刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に 関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受 けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無 暴力団の構成員等の有無 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過 しない法人 認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄投務署長等から交付を 「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書も添付す (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付す (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	有・ はい( はい( <b>受けた納</b> ること	いいえいいえいいえ